

## 第133号議案 指定管理者の指定について

### 1. 管理を行わせる施設

- (1) 名称 品川区立家庭あんしんセンター  
(2) 所在地 東京都品川区平塚二丁目12番2号

### 2. 指定管理者候補者

- (1) 名称 社会福祉法人福栄会  
(2) 代表者 理事長 西村 信一  
(3) 所在地 東京都品川区東品川三丁目1番8号

### 3. 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 4. 指定管理者候補者の選定

公募型プロポーザル方式により、本施設の管理運営等を行う事業者を選定した。

品川区立家庭あんしんセンター指定管理者候補者選定委員会において総合的に審議し、当該候補者を指定管理者候補者として選定した。

### 5. 指定管理者候補者の選定までの経緯

別紙「品川区立家庭あんしんセンター指定管理者候補者選定結果等報告書」のとおり

### 6. 今後のスケジュール

指定管理者の指定議決後、指定管理者指定通知書を送付し、管理運営等に関する協議を行った上で、協定を締結する。



別 紙

品川区立家庭あんしんセンター  
指定管理者候補者選定結果等  
報告書

令和7年10月24日  
品川区子ども未来部公の施設の  
指定管理者候補者選定委員会

目

次

はじめに

I	選定した指定管理者候補者について	1
II	選定対象事業者について	2
III	選定経過について	2
IV	最終選定結果について	5

## はじめに

本報告書は、品川区立家庭あんしんセンターの指定管理者候補者を選定するにあたり、「子ども未来部公の施設の指定管理者候補者選定予備委員会」および「子ども未来部公の施設の指定管理者候補者選定委員会」における審査の経過ならびに結果について報告するものである。

品川区指定管理者制度活用に係る基本方針では、「多様化する区民ニーズを的確に捉えた満足度の高いサービスを効果的・効率的に提供するため、公の施設の管理に民間事業者の能力やノウハウを活用しつつ、区民サービスの向上と経費の節減を図る」としており、区として指定管理者制度の活用を進めている。

「子ども未来部公の施設の指定管理者候補者選定予備委員会」および「子ども未来部公の施設の指定管理者候補者選定委員会」は、上記の基本方針の視点を踏まえ、品川区立家庭あんしんセンターの設置目的を最大限に活かし、効率的・効果的に区民サービスを提供することができる候補者の選定を行った。

審査にあたっては、厳正さと公正さを確保するとともに、委員会として委員の総意の下に結論を導き出すよう努めた。

品川区立家庭あんしんセンターの指定管理者候補者には1事業者から応募があり、安定的な人材確保と資質向上などの体制づくりや利用者へのサービス向上など、取り組みの提案を受けた。選定した事業者は、質の高いサービスを継続的に提供できる運営体制があるなど、品川区立家庭あんしんセンター条例に規定する指定管理者の適性を満たすものであった。

令和7年10月24日

子ども未来部公の施設の指定管理者候補者選定委員会  
委員長 柏原 敦

## I 選定した指定管理者候補者について

### 1 選定した指定管理者候補者

名称	社会福祉法人福栄会
代表者	理事長 西村 信一
所在地	東京都品川区東品川三丁目 1 番 8 号

### 2 対象施設

施設名称	品川区立家庭あんしんセンター
所在地	東京都品川区平塚二丁目 12 番 2 号

### 3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 4 候補者選定方式・理由

本施設の指定管理者は、令和8年3月31日をもって現指定期間が満了となるため、「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」に基づき、改めて指定管理者候補者の公募により選定した。

### 5 評価項目・配点

別紙「子ども未来部公の施設の指定管理者候補者選考基準 評価項目・配点」のとおり

### 6 選定理由

利用者ごとに応じた各事業のサービス提供や充実した職員体制等により安定した運営を見込むことができる。職員の人材確保や定着支援にも特色が認められる。

母子生活支援施設や子育て短期事業の実施において、利用者との信頼関係を構築したうえで適切な指導・援助を行うなど、指定管理者として利用者の状況に応じた丁寧な対応が可能である点が評価できる。

## II 選定対象事業者について

No	事業者の名称	所在地
1	社会福祉法人福栄会	東京都品川区東品川三丁目1番8号

公募の結果、上記1事業者から申請があり、応募要件を満たしていることが確認できたため、選定対象事業者とした。

## III 選定経過について

### 1 指定管理者候補者選定予備委員会の概要

選定対象事業者から提出された応募申請書および企画提案書を基に、企画提案内容、施設運営実績、事業者経営分析の結果等について総合的に審査した。

#### （1）指定管理者候補者選定予備委員会委員名簿

委員長	佐藤 憲宜	品川区子ども未来部長
副委員長	吉野 誠	品川区子ども家庭支援センター長
委員	藤村 信介	品川区総務課長
委員	松山 香里	品川区福祉部障害者支援課長
委員	柏木 通	品川区子育て応援課長

#### （2）指定管理者候補者選定予備委員会の開催概要

日 時 令和7年10月22日（水）

午前10時00分から午前11時00分まで

場 所 品川区役所 第二庁舎6階 多目的室

審議内容 企画提案内容および事業者経営分析結果検討

総合評価（指定管理者候補者選定委員会への報告事項）検討

#### （3）指定管理者候補者選定予備委員会の審議内容

応募申請書等を基に、法人概要、企画提案内容、事業者経営分析の結果（公認会計士が財務状態および経営成績を評価した内容）について審査した。

#### (4) 会議要旨

各委員が選定対象事業者の提案内容の評価について審議した。

委員の意見
<ul style="list-style-type: none"><li>・母子生活支援施設において、母子が孤立しないように電話や来所相談などのアフターフォローの提案があり、母子との信頼関係の構築に取り組む内容が評価できる。</li><li>・母子生活支援施設の人的配置について、十分な職員配置を行う提案であり、安心感がある。</li><li>・研修の体制を整え、計画的な人材育成を行う提案が評価できる。</li><li>・人材の確保と離職を防ぐための職場定着支援に関する方策の提案内容が評価できる。</li></ul>

以上の点を総合的に評価し、採点を行った。

#### (5) 選考基準に基づく採点表

各委員の評価点数を合計し、全委員の点数の合計により審査を実施した。

事業者の名称	総合評価 (500点満点)
社会福祉法人福栄会	355

## 2 指定管理者候補者選定委員会の概要

選定対象事業者のプレゼンテーション・ヒアリングのほか、指定管理者候補者選定予備委員会の審査結果を踏まえ、企画提案内容、施設運営実績、経営分析結果等の評価を行い、指定管理者候補者を選定した。

### （1）指定管理者候補者選定委員会委員名簿

委員長	柏原 敦	品川区区長室長
委員	吉田 正幸	株式会社保育システム研究所 代表取締役
委員	福島 富士子	株式会社ハピランド 代表取締役
委員	佐藤 憲宜	品川区子ども未来部長

### （2）指定管理者候補者選定委員会の開催概要

日 時 令和7年10月24日（金）午前11時から午前12時まで

場 所 品川区役所 第二庁舎6階 262会議室

審議内容 指定管理者候補者選定予備委員会の審査結果

選定対象事業者のプレゼンテーション、ヒアリング

指定管理者候補者の選定

### （3）指定管理者候補者選定予備委員会の審査の経過および結果について

指定管理者候補者選定予備委員会の審査の経過および結果について、報告した。

### （4）指定管理者候補者選定委員会審議内容

選定対象事業者がプレゼンテーションを行った後、委員によるヒアリングを行い、選定基準により審査した。

## (5) 会議要旨

各委員が選定対象事業者の提案内容の評価について審議した。

委員の意見
<ul style="list-style-type: none"><li>提案資料およびプレゼンテーション、質疑応答の回答、事業者の施設運営に関する提案や実績を総合的に検討した結果、当該事業者が手堅く安定的に事業運営を行える提案であることが評価できる。</li><li>母子生活支援施設に関する具体的な質疑に対して的確に答えられたことに好印象を受けた。</li><li>利用者の満足度を向上させる複数の事業実施の提案は評価できる。</li><li>人材確保と定着について、安定的な職員確保と資質の向上に向け、職員ごとに応じた研修の充実の提案がされた。また、他業種への資格取得も推奨し、職員の能力が発揮できる体制づくりなど具体的な取り組みが提案されている。</li></ul>

## (6) 選考基準に基づく採点表

各委員の評価点数を合計し、全委員の点数の合計により審査を実施した。

事業者の名称	総合評価 (400点満点)
社会福祉法人福栄会	304

## IV 最終選定結果について

選考基準に基づき審議を行った結果、当該施設の指定管理者として適格であると判断したため、社会福祉法人福栄会を指定管理者候補者として選定する。

別紙

子ども未来部公の施設の指定管理者候補者選考基準 評価項目・配点

評価項目(選考基準)	配点
<b>1. 家庭あんしんセンター利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。</b>	
(1) 母子生活支援施設ひまわり荘の利用者の自立促進が可能な相談・指導体制があるか。	5
(2) 家庭あんしんセンターの利用者の相談に適切に対応するとともに、効果的な周知の方策をもっているか。	10 (5点×2)
(3) ショートステイ・トワイライトステイの利用児童に配慮したサービス提供の方策をもっているか。	5
(4) 利用者や近隣住民の苦情に適切に対応し、サービスの向上に繋げる方策があるか。	5
<b>2. 家庭あんしんセンターの適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。</b>	
(1) 公の施設の管理者として適切な施設維持管理の考えをもっているか。	5
(2) 利用者が快適に利用できる施設維持管理の具体的な方策をもっているか。	5
(3) 事故防止対策や非常時・緊急時の連絡体制や防災対策が整備されているか。	5
(4) 管理経費の縮減に対する考え方をもっているか。	10 (5点×2)
<b>3. 家庭あんしんセンターの管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているか。</b>	
(1) 業務遂行の基礎的能力となる経営基盤は安定しているか。	5
(2) 母子生活支援施設ひまわり荘の人的配置計画は、児童福祉施設最低基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)を遵守するものとなっているか。	5
(3) 子育て支援センターをはじめとする他のセンター事業について、事業が円滑に実施できる職員体制となっているか。	10 (5点×2)
(4) 指定期間中、安定した業務の遂行ならびに業務の質を高めるための職員研修体制はとられているか。	5
(5) 事業計画に対する収支予算は、過大・過小見積などの問題はないか。	5
<b>4. 家庭あんしんセンターの設置目的を達成するために十分な能力を有していること。</b>	
(1) 家庭あんしんセンターの設置目的を達成する運営方針と十分な事業計画をもっているか。	10 (5点×2)
(2) 児童を地域で育てるという視点および関係機関との連携が図れる計画内容となっているか。	5
(3) 個人情報の保護および情報公開について組織的な対応がとられているか。	5
合 計	100

採点評価基準 5点:特に優れている 4点:優れている 3点:普通 2点:やや問題がある 1点:問題がある